

さいたま市契約公報

第18号

令和3年9月30日発行

発行所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

目次

特定調達契約の落札者等の公示

・さいたま市立さくら草特別支援学校スクールバス運行業務委託…………… 1

一般競争入札の告示（1件）

○令和3年度さいたま市ガイドブック協働発行事業…………… 1

公募型プロポーザル方式の手続の開始（3件）

○さいたま市消費生活総合センターSNS広告運用業務…………… 5

○子育て支援センターさくら運営業務…………… 8

○子育て支援センターにし運営業務…………… 10

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公告（調達）第85号

次のとおり落札者等について公示します。

令和3年9月30日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①85-1 ②さいたま市立さくら草特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式 ③さいたま市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和3年8月18日 ⑤関東自動車株式会社 代表取締役 宇野三花 さいたま市浦和区仲町2-3-19 平田ビル3階 ⑥145,550,020円 ⑦一般競争入札 ⑧令和3年6月30日さいたま市公告（調達）第72号

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第1454号

令和3年度さいたま市ガイドブック協働発行事業について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年9月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3年度さいたま市ガイドブック協働発行事業

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」の受注希望業務「パンフレット等」で登載され、かつ、市内に本社、支社又は営業所を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 本入札の告示日から過去3年間に、類似する冊子の発行業務について、地方公共団体等と協働発行した実績を有している者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課

担当 東、伊藤、山川、金子 電話 048（829）1039

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p075972.html>

- (2) 交付期間
告示の日から令和3年10月12日（火）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
- (3) 交付費用
無償
- 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
3(2)に同じ
- (3) 受付場所
3(1)アに同じ
- (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)アに同じ
- (2) 交付日時
令和3年10月15日（金）午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 競争入札参加資格の喪失
本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。
- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年10月22日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年10月22日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書課

電話 048(829)1014 FAX 048(829)1018

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課

電話 048(829)1039 FAX 048(829)1018

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市市長公室広報課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

○公募型プロポーザル方式の手続の開始

さいたま市告示第1438号

さいたま市消費生活総合センターSNS広告運用業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和3年9月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市消費生活総合センターSNS広告運用業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区錦町682-2 JACK大宮6階外

(3) 業務概要

令和4年4月1日施行予定の成年年齢引下げに伴い、18歳で成人する若年者層が不慣れなまま契約可能となることで悪質商法に巻き込まれる懸念が高まっており、さいたま市消費生活総合センターでは、令和元年度に制作した若年者層向けの消費者被害防止啓発動画（6秒編及び15秒編のアニメCM）について本市アカウントを通しSNS広告等を行っている。

本業務は、当該アニメCMが直接検索されなくても、SNS広告設定により市民が各々SNS上で閲覧する動画の冒頭6秒ないし15秒に当該アニメCMを掲載することで、当該アニメCMに登場するさいたま市消費生活総合センターマスコットキャラクター「チョットマッタマン」の検索を通し、さいたま市消費生活総合センターホームページのアクセス数増加を図り、消費者被害防止啓発へとつなげることを目的とする。

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年3月25日まで

(5) 予算の上限額

1,292,940円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「製作等」で掲載され、かつ、本市に本店、支店又は営業所等を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいた

ま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。
- (4) 過去5年間で、本業務と同種・類似の業務実績を有する者であること。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、実施要領等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市大宮区錦町682-2 JACK大宮6階 さいたま市市民局市民生活部消費生活総合センター

担当 相談支援係 電話 048(643)2239

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p083941.html>

(2) 交付期間

本告示日から令和3年10月8日（金）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

3(1)アにおいては、CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 参加意思の表明手続

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続を行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書（様式1） 1部

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

(5) その他

提出時、参加意思を表明した事業者に仮称を設定する。

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、電子メールにより次のとおり質問することができる。なお、質問を電子メールで送信後、電話による到達確認を行うこと。

詳細は、実施要領による。

(1) 受付期間

本告示日から令和3年10月8日（金）午後4時まで

(2) 受付先

質問事項を、質問書（様式2）に記載し、送信すること。

ア 電子メールアドレス

consumer-center@city.saitama.lg.jp

イ 到達確認に関する問い合わせ先

3(1)アに同じ

(3) 質問に対する回答

令和3年10月18日（月）までに、電子メールで行う。

6 企画提案書等の提出

原本1部及び写し5部を提出すること。なお、写しには事業者名、企業ロゴ等を記載せず、参加意思表明書提出時に設定された仮称で提出すること。契約書の写し等の事業者名、社判等はマスキング等を行うこと。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式3）

イ 会社概要報告書（様式4）

ウ 業務実施体制報告書（様式5）

エ 同種業務実績報告書（様式6）

(2) 受付期間

令和3年10月19日（火）から令和3年10月29日（金）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 6(2)の受付期間を過ぎて提出された企画提案書

ウ 虚偽の記載があった企画提案書

エ 同一応募者により2件以上提出された企画提案書

オ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

カ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

7 業者決定の方法

業者の決定に当たっては、さいたま市消費生活総合センターSNS広告運用業務事業者選定委員会において審査を行い決定する。なお、審査方法等の詳細については、実施要領を参照すること。

8 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市大宮区錦町682-2 JACK大宮6階 さいたま市市民局市民生活部消費生活総合センター

電話 048(643)2239 FAX 048(643)2247

9 その他

- (1) 企画提案書提出期限の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却しない。ただし、提出期間内に提案者からの申出があった場合に限り、企画提案書等の追加、差替えができることとする。
- (4) 詳細は、実施要領による。

さいたま市告示第1455号

子育て支援センターさくら運營業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和3年9月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

- (1) 件名
子育て支援センターさくら運營業務
- (2) 履行場所
さいたま市桜区内
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「福祉サービス」の受注希望業務「その他の福祉サービス」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置

を受けている期間がない者であること。

- (4) さいたま市内において、単独型子育て支援センター又は保育施設併設型子育て支援センターを現に運営している法人であること。

3 募集要項等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、募集要項等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課
担当 支援係 電話 048(829)1271

(2) 交付期間

令和3年9月30日(木)から令和3年10月18日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、電子メールにより次のとおり質問することができる。なお、質問を電子メールで送信後、電話による到達確認を行うこと。

(1) 受付期間

令和3年9月30日(木)から令和3年10月18日(月)まで

(2) 受付先

ア 電子メールアドレス

kosodate-shien-seisaku@city.saitama.lg.jp

イ 電子メールの標題

全角文字で、「【質問(提案者名)】子育て支援センターさくら運営業務」とすること。

ウ 到達確認先

3(1)に同じ

(3) 質問の回答

質問を受付後、随時ホームページに公開する。

なお、最終回答は令和3年10月21日(木)を目途に掲載する。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア さいたま市子育て支援センターさくら公募申込書

イ 応募書類一式 正本1部、副本1部

ウ 審査用書類 正本1部、副本9部

詳細は、募集要項の応募書類一覧表を確認すること。

(2) 受付期間

令和3年10月21日(木)から令和3年10月29日(金)まで(休日を除く午前9時から

午後5時まで)

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

6 提案内容の説明

企画提案書の提出者は、企画提案選定委員会において、提案内容の説明をすること。

なお、企画提案選定委員会の実施日時（令和3年11月下旬予定）及び場所については、参加表明者数の確定後に通知する。

7 業者決定の方法

業者の決定に当たっては、企画提案選定委員会において審査を行い決定する。

8 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課
電話 048(829)1271 FAX 048(829)1960

9 その他

(1) 本企画提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(4) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、募集要項による。

さいたま市告示第1456号

子育て支援センターにし運營業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和3年9月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

子育て支援センターにし運營業務

(2) 履行場所

さいたま市西区三橋6-382-1 2階

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「福祉サービス」の受注希望業務「その他の福祉サービス」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) さいたま市内において、単独型子育て支援センター又は保育施設併設型子育て支援センターを現に運営している法人であること。

3 募集要項等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、募集要項等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課
担当 支援係 電話 048(829)1271

(2) 交付期間

令和3年9月30日（木）から令和3年10月18日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、電子メールにより次とおり質問することができる。なお、質問を電子メールで送信後、電話による到達確認を行うこと。

(1) 受付期間

令和3年9月30日（木）から令和3年10月18日（月）まで

(2) 受付先

ア 電子メールアドレス

kosodate-shien-seisaku@city.saitama.lg.jp

イ 電子メールの標題

全角文字で、「【質問（提案者名）】子育て支援センターにし運營業務」とすること。

ウ 到達確認先

3(1)に同じ

- (3) 質問の回答
質問を受付後、随時ホームページに公開する。
なお、最終回答は令和3年10月21日（木）を目途に掲載する。
- 5 企画提案書等の提出
- (1) 提出書類
- ア さいたま市子育て支援センターにし公募申込書
イ 応募書類一式 正本1部、副本1部
ウ 審査用書類 正本1部、副本9部
詳細は、募集要項の応募書類一覧表を確認すること。
- (2) 受付期間
令和3年10月21日（木）から令和3年10月29日（金）まで（休日を除く午前9時から午後5時まで）
- (3) 受付場所
3(1)に同じ
- (4) 提出方法
持参
- 6 提案内容の説明
企画提案書の提出者は、企画提案選定委員会において、提案内容の説明をすること。
なお、企画提案選定委員会の実施日時（令和3年11月下旬予定）及び場所については、参加表明者数の確定後に通知する。
- 7 業者決定の方法
業者の決定に当たっては、企画提案選定委員会において審査を行い決定する。
- 8 本招請に関する事務を担当する課
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課
電話 048（829）1271 FAX 048（829）1960
- 9 その他
- (1) 本企画提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 本企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
(3) 提出された企画提案書等は、返却しない。
(4) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
(5) 詳細は、募集要項による。